

第 1 5 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日 開 会

平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成30年10月15日(月)午前9時30分 米沢市農業委員会第15回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(19名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査	目崎 秀也
主 査	仁科 恭浩
主 事	渡部 史紀
主 事	須貝 祐太

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第5号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について            |
| 議第6号 | 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画（案）について     |
| その他  | 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正について   |

開 会 午前9時30分

目崎補佐 おはようございます。

ただいまから第15回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、15番 大橋委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

秋の作業も早い人は終わられたと思いますが、まだまだ残っているというように、大変お忙しいところご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

我々、農作業のほう忙しくて、市のほうの状況、なかなかわからないでいると、道の駅が100万人ということで、予想より相当早いペースで来客数が入っているということで、100万人の方には米沢牛がプレゼントされたということです。

そして、きのうはマラソン大会ということで、去年は高速道路を走ったわけですが、ことしは市内を循環してのマラソン大会ということで、1,800人だか参加なされたということで、市長さんも教育長も走られたそうです。2キロの部で私の孫も走ったんですが、市長と教育長も走ったということで、米沢市もいろいろ、秋まつり等もやっておりますし、なかなか我々秋作業のためそういったことには参加できないわけではありますが、そういったことで米沢市活性化のために市長も頑張っているなど思っているところであります。

先日の農事相談のときにお示したわけですが、来月から3分間のスピーチということで、3人ずつお話をさせていただくということを委員会で決定しましたので、大変なわけですが話題提供ということで、余り政策提言とかそういったかた苦しくなくやっていただきたいなと思います。やっぱり話すということは、いろいろな下調べとか準備が必要なわけでありまして、それだけ自分の勉強になるわけでありまして、どうぞご理解いただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

きょうはこの後天気もよくなると思ひますので、体調管理等十分気をつけながら、そしてけがのないように農作業、そして早く終わらせて、農業委員会業務にも励んでいただきたいと思ひます。

きょうは大変お忙しいところありがとうございました。

目崎補佐 ありがとうございました。

これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっております。会長、よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はおりませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第15回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、15番 大橋久芳委員、16番 山王堂民榮委員を指名いたします。

早速ですが、議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

申しわけございません。議案の訂正を4点ほどお願ひいたします。

まず初めに、議第1号、農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、2ページでございますが、受理番号29号、借人の〇〇〇〇さんが既にお亡くなりになっておりますので、〇〇さんの前に亡くなった(亡)ということで括弧でお書きいただきまして、相続人ですが、これからコピーして議案については訂正議案をお配りしますが、〇〇〇〇〇〇〇〇、相続人代表 △△△△さんと訂正をお願ひいたします。(亡) 〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、相続人代表 △△△△でございます。

続きまして2つ目でございますが、議第4号、農用地利用集積計画について、6ページでございます。受理番号6号につきまして、貸人の〇〇さんに仮登記がありまして、仮登記が入っているままでは中間管理機構の受付ができないということですので、この6号につきましてもこれを抹消お願ひいたします。

これと同じ内容で、今度は議第6号の8ページ、農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)についてですが、今の〇〇さんの案件、ナンバー164の5筆分、これについても同様に仮登記が入っているということで、この案件についても削除をお願ひいたします。

あと最後になりますが、その他の米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正についての11ページでございます。新規就農者の認定書、左上が様式3となっておりますが、それを別紙3と訂正をお願ひいたします。

よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、早速進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願

須貝主事  
議長  
須貝主事

いします。

(挙手)

須貝主事。

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号31号から34号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田3筆 722.00㎡、畑2筆 171.00㎡、合計5筆 893.00㎡です。

受理番号31号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和41年5月2日です。申請理由は、昭和41年5月2日付、指令農拓第457号農地転用の許可を得て、非農地となっているためです。

受理番号32号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成元年4月ごろです。申請理由は、平成元年4月ごろから駐車場として利用しているためです。

受理番号33号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成10年9月17日です。申請理由は、平成10年9月17日付、指令東置地農第249号で農地転用の許可を得て、非農地となっているためです。

受理番号34号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和60年ごろです。申請理由は、昭和60年ごろから倉庫を建設し、宅地及び通路として現在も使用しているためです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長  
全委員  
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

それでは、受理番号28号から33号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事  
議長

(挙手)

須貝主事。

須貝主事 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたのでその確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号28号から33号の計6件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田32筆 47,038.00㎡、畑10筆 1,579.00㎡、合計42筆 48,617.00㎡です。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、相続人代表 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号28号から33号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号28号から33号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号67号から75号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議長 須貝主事。

須貝主事 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号67号から75号の計9件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田19筆 20,933.00㎡、畑14筆 6,063.61㎡、合計33筆 26,996.61㎡です。

受理番号67号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号68号 貸人 ○○○○ 外1名、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号69号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための使用貸借です。

受理番号70号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号71号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号72号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号73号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号74号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号75号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
19番  
議 長  
19番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(田代昇一委員 挙手)

19番。

19番 田代です。

67号についてご報告申し上げます。

その前に、議第1号の28番と関連しますので、28番につきましては貸人の○○さんと借人の△△さんで貸借関係にありましたが、借人である△△さんが年金を受給されるということで、○○さんにお返しになられたと。

本件67号につきましては、借人が息子さんのほうにお願いするというところで、貸人と借人で再度賃貸借契約となったところであります。現況を確認しましたら、延べ6枚の田んぼにつや姫を栽培されて、もう収穫が終わった



と。そこまではおやじの代で終わりと。これが成立しますと、来年度からは息子がまた一生懸命頑張るといのでよろしくお願ひしますという言葉も添えられていましたので、確認間違いありません。よろしくお願ひいたします。

1 5 番  
議 長  
1 5 番

(大橋久芳委員 挙手)

1 5 番。

1 5 番 大橋です。

私のほうから、68号と70号についてご説明申し上げます。

68号につきましては、別人と賃貸借を結んでいたわけですが、その方がやめるということで、新たに〇〇〇〇さんと貸し借りをすることで、〇〇〇〇さんのほうに確認をとってまいりました。間違いないということで、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

70号については売買でございます。ちょうど広井郷の〇〇倉庫の南側になるんですが、今回△△△△さんのほうに売買したいということで、本人とお会いできなく、行政書士の〇〇〇〇さんのほうに話を確認してまいりました。特に問題ないということでしたので、この後集積のほうでも上がってまいります、一緒に買い取りしたいということのようです。特に問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。

1 2 番  
議 長  
1 2 番

(菅野英一郎委員 挙手)

1 2 番。

1 2 番 菅野です。

69号を説明させていただきます。

場所は、天王川という高島町との境にございます川の境に一応なっているんだけれども、そのまた先のほうの高島寄りの未整備地帯でございます。米沢の飛地形になっているかと思っております。ここを〇〇〇〇さん、△△さん、親子でございます。〇〇さんは高島町の農業委員も務めておられます。私も高島で耕作しておりますので、隣の田んぼで話も時折しております。経営移譲年金受給のためということで、この間行ってきました。間違いはありません。一生懸命息子さんも頑張っておられるので、問題はないかと思われます。以上です。

1 6 番  
議 長  
1 6 番

(山王堂民榮委員 挙手)

1 6 番。

1 6 番 山王堂です。

議第2号、受理番号71番について調査結果を会長にかわって報告します。

これは農地を売買する申請です。渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。〇〇〇〇さんからの依頼で、△△△△さんの畑の隣ということで、同じ〇〇さんですけれども、依頼がありました。〇〇さんは高齢

ですが、息子さん、お孫さんもいらっしやいまして、農地を耕作することは  
確実です。また、耕作面積も30アール以上となっているもので、下限面積  
も問題ありません。申請地を買うことで、ほかの近隣農業用地の農作業の効  
率化等に支障を及ぼすおそれもなく、何ら問題はないと考えて許可相当と判  
断しました。

委員皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

4 番  
議 長  
4 番

(遠藤伊一委員 挙手)

4 番。

4 番 遠藤です。

私のほうから72号、74号、75号をご説明いたします。

最初に72号、〇〇〇〇さん、△△△△さんとの売買の件を説明します。

〇〇さんは、お父さんが亡くなられまして、上郷から離れまして市内に住ん  
でいて相続をした件であります。この農地は、2年くらい前に農地パトロー  
ルをして遊休農地の対策の田んぼであそこを解消しようということであ  
り、現在もそういうふうを考えております。場所としては、〇〇小学校の  
南側にありまして、今回△△△△さんが隣で飼料作物をつくっておりますの  
で、これを整地して自分で飼料作物をつくるということで聞いておりますの  
で、大変いいのかなというふうに思った件でありますので、問題ないと判断  
します。

74号であります。〇〇さんと△△さんとの、これも売買の件であります。  
渡部さんは大字長手押出シに若干の農地があるわけではありますが、〇〇さん  
の宅地も△△△△さんで若干売買の購入があるということで、農家を〇〇さん  
はやめるという方向で進んでおりますので、あわせて△△△△さんに少し  
でありますけれどもこの農地も買っていただくということで、ご相談をした  
結果売買をしたいという案件でありますので、これも問題はないと思います。

75号です。〇〇さんと△△△△さんとの、これも売買であります。〇〇  
さんは、現在餅屋さんをやられておりますが、やっぱり高齢であり大変くだ  
びれてきたということで、現在田んぼと畑をきれいにつくっておりますけれ  
ども、将来不安だということで売買したいというお話があり、近所の方の仲  
介もありまして、△△△△さんに買っていただくという案件であります。場  
所としては、これも押出シ地区であり、ちょうどスクラップの自動車の置き  
場といえれば大体わかると思いますが、その近辺の土地でありますので、問  
題はないと判断しますので、よろしくお願ひします。

1 0 番  
議 長  
1 0 番

(古畑功一委員 挙手)

10 番。

10 番 古畑です。

73号についてご説明いたします。

渡人が〇〇〇〇さん、田沢の方です。受人が△△さん、前の〇〇〇〇、建設会社です。この土地がもともと〇〇さんの土地だったものですから、自分でまた買い戻してそこで畑をしたいということだったものですから、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 調査された委員の皆様、ご苦労さまでした。

それでは、受理番号67号から75号について、意見並びに質問はありますか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号67号から75号についてを許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号67号から75号についてを許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号30号から38号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いいたします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号30号から38号の計9件で、田3筆 2,317.00㎡、畑53筆 18,005.98㎡、合計56筆 20,322.98㎡です。

受理番号30号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は太陽光パネルの設置です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号31号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は仮設現場事務所及び仮設資材置き場の建設です。こちらは2種農地で、一時転用、期間は3カ月です。

受理番号32号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲(6区画)です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号33号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成です。こちらは3

種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号35号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（2区画）です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号36号 渡人 ○○○○ 成年後見人 △△△△ 外7名、受人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は資材置き場兼雪捨て場の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号37号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（1棟10世帯）の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号38号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしくお願いたします。

議 長  
16番  
議 長  
16番

この件について調査された委員は、調査結果について説明をしてください。  
(山王堂民衆委員 挙手)

16番。

16番 山王堂です。

議第3号、受理番号30番について調査結果を報告します。

転用のための農地貸借権を設定する農地法第5条第1項の規定による許可申請です。調査は7月7日、代理人の行政書士に行いました。主な申請地は主要地方道米沢猪苗代線沿いで、○○郵便局の東裏になります。転用の目的の事業または施設の概要は太陽光発電で、6,900枚のパネルを21,746.36㎡につくるというものです。転用することによって生ずる土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要ですが、これを特に調査しましたが、パネルの角度30度の固定型で反射を極力抑える、反射というか周りへの被害を極力抑えるということでした。これで問題ないと判断しましたので、委員皆様のご審議よろしくお願いたします。

10番  
議 長  
10番

(古畑功一委員 挙手)

10番。

10番 古畑です。

31番についてご説明します。

農地法第5条第1項の規定による許可申請で、貸人が〇〇〇〇さん、借人が△△△△ということで、基地をつくるということで、畑をお借りして現場事務所をつくるということです。問題ないと思いますのでよろしく願いしたいと思います。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 7 番。

7 番 7 番 高橋です。

32号、37号、38号について調査結果を報告いたします。

まず32号ですが、売買により申請地を宅地分譲するための申請です。渡人、受人、土地の表示は議案書記載のとおりであります。申請地は徳町地内、〇〇〇〇の西側に位置している3種農地です。10月5日に現地を確認し、代理人の〇〇行政書士から電話で聞き取りを行いました。隣接地に作付している農地はなく、事前着工等ありません。許可相当と思いますが、ご審議よろしくお願ひします。

続きまして37号、38号ですが、隣接しておりまして、同じ渡人の申請です。37号は売買により申請地へアパートを建設、38号は雪捨て場の造成のための申請です。渡人、受人、土地の表示は議案書記載のとおりです。申請地は城西3丁目地内、〇〇〇〇を50メートルほど中に入ったところの3種農地です。こちらも10月5日に現地を確認し、代理人の〇〇行政書士から電話で聞き取りを行いました。こちらも隣接地に作付している農地はなく、事前着工等ありません。許可相当と思います。ご審議よろしくお願ひします。

9 番 (上村貞義委員 挙手)

議 長 9 番。

9 番 9 番 上村です。

私も3件ほどありますので、順次説明申し上げます。添付の地図をごらんになりながらお願ひします。

33号、渡人が館山の〇〇さん、受人が△△△△さん、建設会社の方であります。場所は館山バイパス、国道121号バイパスで、米坂線の跨線橋を下りまして田沢方面に行くと、リンゴ園があつたり若干直売所があつたりしているところなんです。ちょうど畑が三角形になっているような土地を△△△△さんのほうで駐車場として使いたいということでの申請です。事前着工等はありませんし、〇〇さんのほうに話をお聞きしたところ、そういうことで間違いないということでしたので、よろしくお願ひいたします。周辺は住宅地でもありませんので、周辺に対する影響もないかと思われま

続きまして35号、これは矢来の〇〇〇〇さんと徳町の△△△△さんとの

案件です。場所を申し上げますと、旧121号線、〇〇〇〇を〇〇〇〇に500メートルほど行きますと、〇〇〇〇に入る信号機のある交差点があります。その角のところなんですが、ちょうど〇〇さんの自宅はその角のところです。転用の場所はそこからちょっと上に上がったところといえますか、ここ土手になっているんですが、上に上がってアパートなんかのあるちょうど間になります。周囲はごらんとおり住宅地です。転用に関しては問題ないと思われまます。現地調査の結果、事前着工等ありません。また、〇〇さんのお話なんかもお聞きしましたところ、特に問題ないと思われまますので、よろしくお願いいたします。

36号、これは吹屋敷町になります。渡人が〇〇さん外7名、受人のほう近所の△△さんということになるんですが、〇〇さんの農地のほうは相続によって8名の名義になっているとかそういった農地であります。そこを△△さんが買い求めて、△△さん、電気工事やなんかの自営をやっておる方ですので、資材置き場あるいは雪捨て場に使用したいということでありました。吹屋敷町あたりは市内でも特に雪の多いところなので、雪捨て場なんかは現場見ても必要だろうななんていうようなことで確認してまいりましたので。事前着工等ありません。よろしくお願いいたします。

以上です。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議長 2番。

2 番 2番 小関です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。

34号、〇〇〇〇さんが自分の家が古くなったので建てかえをするということで、夫婦名義で建てるということで、こういう貸し借りの契約を結ぶところでもあります。地図を見てもみますと、〇〇〇〇さんの近くということで、この斜線の部分の下のほうの畑ですけれども、これ今はもう家が建っていて現在、その間に自分の畑があると。畑、実際つくって、ただ草刈っていったという状況でありますけれども、そこに自分の家を建てかえをして建てるということであります。事前着工もありませんので問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 それでは、受理番号30号から38号について、意見並びに質問はありますか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号30号から38号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号30号から38号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から5号、7号から9号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号6号を除く受理番号1号から9号までの計8件でございます。内訳は、相対による売買が5件、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定が1件、相対による賃貸借権の新規2件でございます。土地等の表示につきましては記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては田29筆 50, 279.00㎡、畑16筆 11, 271.00㎡、合計45筆 61, 550.00㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適しているもの、農用地を効率的に利用できるもの、農作業に常時従事することが認められるもの、権利を有するもの全て同意が得られているものの、各要件を満たしていると考え

ております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から5号、7号から9号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号から5号、7号から9号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から2号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から2号までの計2件で、こちらにつきましては、先の農用地利用集積計画、農地法第3条による交替でございます。土地等の詳細につきましては、記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田のみ9筆 26,319.00㎡となっております。合計も同様でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から2号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号から2号について、議案書のとおり承認す



ることに決定いたしました。

次に、議第6号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画（案）について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事  
議 長  
渡部主事

（挙手）

渡部主事。

議第6号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画（案）について。こちらにつきまして、先ほど農用地利用集積計画に上がりました1件につきまして、及び次のページのマッチング案（借りかえ分）に記載の農地中間管理事業に農地利用配分計画を提出するために議案に上げたものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

この仮登記というのはどういうことなんだか、ちょっとわかりやすく説明してください。

渡部主事  
議 長  
渡部主事

（挙手）

渡部主事。

このたび議案の訂正の中でお話ししました仮登記につきまして、農地中間管理機構に提出する際、登記簿謄本の提出が必要になるんですけども、そちら登記簿謄本の中に所有権移転、仮登記という記載があったものでございます。原本自体は委員にお渡ししておりますので、ちょっと今手元にはないんですけども、農地法第3条の許可を受けることを条件にその方に登記をするというものでございまして、実際名義は変わっていないものになっております。内容としては以上です。

目崎補佐  
議 長  
目崎補佐

（挙手）

目崎補佐。

本来ですと、その農地法第3条の許可を得て本登記といいますかちゃんと登記をするわけですが、それまで待ってられないものですから、その登記の予約といいますか、仮に登記をしてその所有権を押さえておくというか、そんな感じでございます。よくあるのが、土地改良で換地処分後にその田んぼの所有権を取得するというのでやるわけなんですけど、当然その換地処分にならないと登記できないものですから、換地処分の前に仮にその所有権を押さえて換地処分後に本登記する、そういった登記の内容でございます。

議 長

皆さん、わかりましたか。（「わかんないな」「難しいな」「何のために押さえるんだ」の声あり）

中間管理事業はこういったものはだめなんだということになっているんだっけね。はい、わかりました。

渡部主事 議 長 その形になっているということで話が出たものでございます。  
 そうすると、中間管理事業で受けるには、その仮登記の申請を削除すると  
 かしなければならないということですか。

渡部主事 ○○さんが中間管理機構に預けるためには、仮登記を外した状態で再度申  
 請をするということが条件になりますので、今回の案件につきましては継続  
 審議ではなく、一応取り下げという取り扱いになっております。

議 長 よろしくお願ひします。

全 委 員 そのほか皆さんからありませんか。

議 長 なし。

全 委 員 ただいまの説明について質問等ございませんか。

議 長 なし。

全 委 員 ないので、議第6号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画（案）に  
 ついて、異議がなかったことを米沢市長に回答することに異議ありませんか。

議 長 異議なし。

全 委 員 異議がないので、議第6号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画  
 （案）について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いた  
 しました。

以上で提出議案についての審議は終了いたします。

次に、その他 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正につ  
 いて、事務局の説明を求めます。

仁科主査 議 長 （挙手）  
 仁科主査。

仁科主査 それでは私のほうから、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部  
 改正について、ご説明させていただきます。

まず、今回の改正についての内容といたしましては、左下、新規就農認定  
 というところで、第6条 農業委員会会長は、前条の定例総会において新規就  
 農者と認定した者に「新規就農者認定書」（別紙3）を交付する。という内  
 容の文のこちらの条項を新たに追加するものでございます。

こちらを追加することに伴いまして、今までの第6条が第7条となり、そ  
 れ以降の条項番号も改正になります。

また、第9条をごらんいただきたいんですが、そちらの条文中にあります  
 「耕作状況報告書」、こちら今まで別紙3という取り扱いをしていましたが、  
 こちらを別紙4というふうな改正となります。

次のページごらんいただきたいと思ひます。

一部改正に伴いまして、先ほどの別紙関係、訂正が入る部分に関して下線  
 を引かせていただいております。まず、11ページの左側、ちょっと縦で見

づらいんですけども、別紙2の4番のところに、今まで別紙3というところがあった部分を、別紙4と訂正させていただきます。さらに、同じ11ページのこちら別紙3、こちらが新しい別紙3ということで、様式も追加になります。

続いて12ページ、こちらの部分が、今まで別紙3だったものが別紙4というふうな変更になりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

説明につきましては、以上でございます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正について、原案のとおり改正することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正について、原案のとおり改正することに決定いたしました。

その他皆さんから何かご意見等ございませんか。（「何でもいいの」の声あり）はい、どうぞ。

1 4 番  
議 長  
1 4 番

（高橋祐弘委員 挙手）

14番。

14番 高橋です。

米のほうの収穫作業まだ終わらない方もいらっしゃると思いますが、今年度の米の品質について、各地区で去年まで出ましたカメムシの被害等、デントコーンの脇とかの被害状況どういうものか、もしわかっている範囲で結構ですので、教えてもらえればと思っております。

ちなみに私のところは、自分ですが、カメムシの被害もなくまず品質はよかったように思われますが、各地区のほうの状況を教えてもらいたいと思います。大体わかる範囲で。

議 長  
1 2 番  
議 長  
1 2 番

12番の菅野委員、米の集荷状況はどのぐらい、半分ぐらいになったか。

（菅野英一郎委員 挙手）

12番。

旧市はこの間の金曜日で大体半分までいかない、上郷は大体半分ぐらいいったということですが、山上、万世、南原等がおくれている。おくれているだけでなく、とれないっていうのが一番です。どこへ行っても米がとれない、やっぱり8俵だのなんだのっていう声が結構聞こえております。去年より1俵半落ちたとかっていう話が結構ありますので、数は出ないと思いますが、もの的には結構よくなっております。酒米等も特等が結構出ましたので、品質的にはいいんですけども、数量がとれないというのが一番ではないか

など。やっぱり粒張りがよくないっていうのも結構ありますので、くだけさ  
どンドン落ちていくっていうのもあるし、どンドンがさが減るっていうこと  
で、収量は見込めないのではないかな。作況指数が103、102だって最  
初言ってたんだっただけでも、あれ嘘だな。まるっと嘘だと私は思っており  
ます。

以上です。

議 長 我彦委員、山上のあたりどうですか。

1 3 番 (我彦正福委員 挙手)

議 長 13番。

1 3 番 山上地区で、今回初めて夏場水不足ということで番水にしました。それで、  
最後のほうは水はかかったんですけども、その前のほうが水不足のためにも  
う地割れが起きて白くなったところも結構出てきて、そういうところがい  
ざ水がかかっても何かもう草丈が短くなっていたりして、あと菅野委員から  
もあったんですけども、量的にはもう完全に少ないです。粒が小さいのが  
多くて。なので、品質的にはL1とかLLですので、品質、等級的には問題  
ないんですけども、収量的にはかなり下がると思います。

以上です。

議 長 六郷、佐久間委員。（「カメムシの状況」の声あり）

8 番 (佐久間英之委員 挙手)

議 長 8番。

8 番 8番 佐久間です。

カメムシにつきましては、カメムシ被害多い人は色彩選別機を購入しまし  
て自衛手段をとっておりますので、問題なく出荷をされたようであります。  
収量につきましては、皆さんと同じく、1俵半ぐらい減というような話が余  
計にあります。

以上です。

議 長 虫は見えるのかな、被害の。被害量は。

8 番 うん、いたさな。やっぱりな。（「見た」の声あり）見たな。（「少ない  
ことは少ない」の声あり）うん、数量は少ないな。

1 2 番 中央倉庫は、ちなみにカメムシのあづかりだと原野のほうの奥のほうから  
かなり来るんだけど、ことしは（「ねえもんな」の声あり）よくよくお  
いでないもんで、カメムシの被害は少ないなどは思っております。

議 長 とれないと。99になったけれども、もっと下がるこったな。（「下がる  
と思うな」の声あり）

1 2 番 下がっていくと、加工米はその割合で下がると思います。だから、普通米  
に変えるのも。（「ガヤ」の声あり）それから、出した分からそいつ普通米

へ戻すという手段があると思います。

1 4 番  
議 長

はい、わかりました。ありがとうございました。

よろしいですか。そのほかございませんか。

半分にもなっていないということだけれども、米取らんには出ないんだということですので。田んぼは残ってねえもの、あそこはな。「紙袋返した、余ったもの農協の紙」「返品した」「返品」「紙袋100枚も返さな」の声あり)

そのほかございませんか。よろしいですか。事務局、どうですか。

目崎補佐  
議 長  
目崎補佐

(挙手)

目崎補佐。

農事相談で議案以外に出た内容についてお答えします。

まず、税制改正要望に関して、創設換地と通常換地の違いはというご質問ですが、通常の換地は事業前にあった土地をそのまま換地するとお考えいただきたいと思います。田んぼとか農道、用排水路が従前にあれば、それを換地するという内容でございます。これに対して創設換地は、従前の土地がないにもかかわらずその換地計画で定めるというふうにご理解いただけたらと思います。具体的には、例えば従前に地下水をくみ上げるポンプ施設がなかったんですが、その用水が足りないので地下水をくみ上げるポンプ施設をつくりたいと。そういったときにそのポンプ施設の用地を設けるとか、あと事業地内に担い手の方が田んぼを持っていないんですが、地区外からそういった方を事業地内に招いて、田んぼを耕作するために担い手の田んぼを換地するとか。そういった従前になかった土地を新たにつくり出すというのが、この漢字のとおり創設換地ということでご理解いただきたいと思います。

あと、11月2日の米沢地区農業関係団体による農政懇談会の関係ですが、現在のところ都合が悪いという方で、我彦委員、大野澤委員、山王堂委員、田代委員がご欠席ということですが、これ以外にご欠席の委員ありましたらきょうお知らせいただきたいと思います。

あとは、第3地域から、この会議に推進委員も参加させていただきたいということですが、ことしについてはいろいろこういったやることがたまっておりますので、当初の予定どおり農業委員の方の参加で開催させていただくということで会長と先ほどお話をいたしました。あとその際、各地域の意見とか要望については、この後各地区のブロック代表のほうからお話をいただければと考えております。

あとは農業委員会大会、11月16日ですか、これについては菅野委員がご欠席ということですので、これは来月の農事相談まで結構ですので、ま

た都合が悪くなった委員がいらっしやいましたら教えていただきたいと思  
います。

あとは、新規就農の申請者の取扱基準の一部改正についてで、他市の認定  
書の発行状況はということですが、南陽市と飯豊町で発行しております。高  
畠町、川西町、小国町、白鷹町については、その最初の貸し借りの第3条の  
許可ですかね、それを同許可とみなしてやっております、この認定書の発  
行はないということでございます。

あと、農地法における農地であるかどうかの判断についての当該地の米平  
の水代とか、いつから現在の形状になったかという点については、ちょっと  
まだ調べておりませんので、後でお答えしたいと思います。

あとは、農地法議案の現地確認状況について、資金計画についての資料が  
ないので、その事業の実効性のような調査結果をなかなか話づらいとい  
うことですので、資金計画の資料については調査員のほうに添付したいと考  
えております。

あと、年金協会の研修会は農業委員の参加要請はあるのかということでご  
ざいますが、これございません。年金協会の会員としてご参加いただきたい  
と考えております。

あと、けさ渡部主事のおばあちゃんが亡くなりました。今後の葬儀などの  
日程はわかり次第お知らせしたいと考えております。

あと、この総会開催後に広報委員会を開催いたしますので、広報委員の方  
は引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

農政懇談会の各地区の意見とか要望の集約、会長よろしく願いいたしま  
す。

1 2 番  
目崎補佐

それで2日の件だけれども、俺と古畑さん、農協のほうから出席します。  
菅野委員は農協のほうの立場ですから、農業委員としては欠席というこ  
とですね。

1 2 番  
目崎補佐  
議 長

そうです。  
はい、わかりました。  
11月2日の農政懇談会における質問等を集約したいということで、各農  
事相談ごとに問題提起していただきたいということでもありますので、各農事  
相談の代表者の方、出た意見を出していただきたいと思います。

1 4 番  
議 長  
1 4 番

第1ブロックからお願いします。  
(高橋祐弘委員 挙手)  
14番。  
第1ブロックで農事相談の折に、農政懇談会の折にいろいろ聞きたいこと

とかないですかって聞いたところ、二、三年前まであったビニールハウスのビニールの張りかえの県と市の補助を復活させてほしいということで、ある委員の方から要望みたいな形で上がってきました。そういうことでございます。

あと余談になりますが、米沢市の認定農業者も、会費と認定農業者のあれは別だって、会費を払わないと認定農業者ではないのではないのかとかって余談で話が出ましたが、認定農業者に市のほうからもそういった予算を少しでももらえれば、そういった会費とかはなくなるのではないかなという意見も出されました。（「3,000円な」の声あり）3,000円。

議 長 このビニールハウスというのは、果樹のほうのハウスですか、ビニールハウス。

1 4 番 その辺は遠藤委員が詳しいので。

4 番 愛菜館に出荷した人に限りではないんですが、JAに出荷したとかそういう対象者で、県と市で既存のハウスのビニールの張りかえには半分だけ助成を出すということで、2年くらい前まではあったんだけど、新規にビニールハウスを建てないとビニールも助成で出ないというような話があったもんですから、既存のやつでもまたもう一回戻してもらいたいなというふうな要望があり、市も若干出していると思うので、ちょっと確認も兼ねて何とかしてもらえないかな。

議 長 じゃあ園芸のハウスだね。

4 番 それと色々な助成があって、冬期間のビニール倒壊を防ぐために、井戸を掘ってそのポンプを回しながら消雪すると。そのポンプも助成の対象になっているし、あと果樹でモモ植えたりとかスモモ植えたりとかというのも、苗木も全てその同じような制度の中での対象の品目になっていて、結構細かにありますので、それをちょっと再確認というか、その資料を添付しながらちょっとお話ができればなと思っていましたので、出させていただきます。

議 長 まず伺っておいて、後からじゃあ検討させていただきたいと思います。

では、第2ブロック。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 7番。

7 番 第2ブロックですが、第2ブロックでは、担い手を確保するためにもことから米の直接支払い等もなくなりまして、親元就農の担い手にも市から独自の補助金が出せないものかということが出ました。その1点なんです、きょうまでほかにあれば、第2ブロックの方、お願いいたします。

以上です。

議 長 では、第3地域。大橋委員。

1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 1 5 番。

1 5 番 第3のほうでは、まず一つが農業振興地域の、ちょっとここには解除するのは伺っているんですが、俺たちのところというとな変だけれども、やっぱり集落といっても家が点々としてなかなか、集落接続で家を建てられるところはいいんですが、なかなか建てられない、新築もできない。過疎化も進んでいる中で、そういったことをもう少し考えて、もともとで家建てるには問題ないだろうけれども、誰かがこっちさ引っ越してきたいとかそういうことがあれば、もう少し臨機応変な、地区の人口がふえるような振興計画の考え方にしてもらいたい。集積のほうに影響ということもあるだろうけれども、そういったことも鑑みて、農業委員のほうで何とか話できればと思っています。これも行政のほうとの兼ね合いでどうだかというふうなことです。

あと2つ目としては、議会として米沢の農業振興のビジョン、どういうふうに考えてやるんだかということを知りたいということが2つ目。

3番目としては、集積・集約化のことにに関してなんです、飼料作物がどんどんふえていくということもありまして、言ってみるとデントコーンとかそういうことで、皆さんおわかりだと思っただけけれども、そういったことを、さっきのほうにも出ましたように、ことしカメムシが出ないということでございまして、そういった問題の発生をどのように考えているかということと、あと、ある程度指導の中で集約というか、地域をもっとこういうところということではできないかという話だと思います。

以上3点、何か補足あればお願いします。

議 長 今3地域から意見が出たわけですが、それぞれ第1、第2、第3から出た意見について、皆さんのほうから意見をいただいて、このまま出していい文なんだかどうだかも、その辺も検討してもらいたいと思います。

これ農業振興地域の解除についてというのは、農業委員会でも農林課と連携して行う業務で議会へ言うのもおかしいのか。

1 5 番 どういうふうに考えるかなっていうことで考えなんねけれども、議員の方はどういう考えでやるのかなっていうことを。

議 長 農業委員会でもどう考えてるって、逆に。

佐久間委員、ちょっとごめん。この第3地域の農業振興地域の解除が難しい、引っ越ししようにも家も建てられないという。

8 番 それ石川推進委員にも、そういうことおまえ言ってることないべということとその当日のときも言われておりまして、余り過激なことを言うべきではないと思いますので、もしあれのときは取り下げてください結構であります。（「佐久間さんが言えばいいわけだ、手挙げて」の声あり）いや、俺



言ったら。

1 5 番 何も議会のほうでどういうふうに考えるかという質問だから、何もいいわけだ。

8 番 農振は農林課でしょう。農業委員会も関係はないわけじゃないけれども。議長 農振除外は農林課。意見を求めるということで農業委員会さ来るわけ。

1 9 番 (田代昇一委員 挙手)

議長 19番。

1 9 番 19番 田代です。

私も第3で、先ほど佐久間委員も大橋委員もお話しされていましたがけれども、要はこういうことを言いたかったんです。米沢何ぼ頑張ったって、10万人都市になんてなったときねえべと。人口は下がるばかりだべと。じゃあ今度ここへ市役所新しく建てるって言うべと。決まったべと。人口が少なくなっていくのは米沢ばかりじゃないよと。南陽も川西も高島もだぞと。銭は人口が減ってもかかるべと。でも銭出してくれる人口が少なくなっているんだから、何かして人来いよと、お前たち逃げていくなよという、手かせ足かせをするわけでないけれども、条件つくってけんなねべと。人来ないと就労人口がないから産業がなくなるとか、俺は廃業するとかなんて、この地でも聞くべと。だから、農業だけじゃなくてそういうトータルな人集めの方策も必要だべと。じゃあ何が一番いいんだと。何か拠点となるようなものができればいいべと。でも米沢は、特に俺らあっちの4つの地区は米どころだ。ほかのものしないで、米を一生懸命つくれと言われたと。そうしたら、おらいの息子、帰ってきて、ここさ住んで、百姓もちよっと父ちゃん手伝いたいなど。だけれども、父ちゃん、母ちゃん、じじばばと一緒に住むのは嫌だ。じゃあ脇さ俺家建てるとしたときに、建てられないと。それじゃあやっぱり俺生まれて育ったところではだめだから、城下さ行くぞとなると。そうしたら、息子もちよっと百姓手伝ってくれるかなと思ったら、こんながんじがらめになるなら俺はしないということに、ますます労働力という意識が低下するべと。

全面的に外してくれというのではなくて、そういうときも考えて、ところで市のことを考えてくれる議員さんは人口減と収入上がらない対策は何を考えているんだというふうなことも、かなり入っている話なんだ、要は。だけれども、考えるなら全体を考えないと。置賜市なんてできないべと。銭上がつてこなくて。でも銭はいっぱい使うべと。それじゃあ若い人に稼いでもらうためのいろいろな条件をつくるための一つでもあるべという内容だったから、かなりこいつだけじゃないわな。

以上です。

- 議 長 人口減少対策ということ。
- 1 9 番 も絡めてよ。（「いや、話すると大きなことになっていく」「でも聞かないことにはな」の声あり）
- 議 長 農家住宅地が住宅の脇に若い人の家建てるというのは、特例でされるんだべ。渡部主事、2分の1以内の何かってあるんじゃないか。
- 渡部主事 （挙手）
- 議 長 渡部主事。
- 渡部主事 建築、その場合、今まではそれで大丈夫だったんですが、9月に行われました東北農政局の監査の中で、それは不相当だといった話が出たところでございます。ですので、親の住宅敷地の面積の2分の1であれば、今までは建てられました。ただ、今後その要件が使えなくなったために、今後は集落接続の要件を使っていくしかないという部分につきまして、今現在詳細なところを詰めておるところでございます。自治体によっては50メートル以内の範囲にある家を集落と認定しておるところもあるところがございますので、どういった方向性で持っていくかというところを、今後検討していくところでございます。
- 議 長 集落接続ということを見直していかなければいけないということでしょう、今の50メートルということは。
- 渡部主事 はい、おっしゃるとおりです。
- 議 長 何だその2分の1したら認めないなんて、9月にあったかそれ。随分最近の話だ。
- 渡部主事 （挙手）
- 議 長 渡部主事。
- 渡部主事 9月に行われました東北農政局の監査の中で指摘をいただいたところでございます。詳細、今お話ししたほうがいいでしょうか。
- 議 長 いや、いい。わかった。
- 渡部主事 親の敷地に対して息子さんの住宅を建てる場合、息子さんのお名前で住宅を建てることができなくなったというところでございます。よろしくお願ひします。
- 議 長 では、そのほかの今出た中で意見がありましたら。
- 第1地域のこのビニールハウスの張りかえっていうのも、張りかえだけではなくて、園芸ハウスに対する助成とかいろいろなことと何かあわせて大きくくりで要望しないと、ビニールハウスやるから張ってけるみたいなあいつでは、ちょっと。
- 4 番 こういうところわかりやすく言っただけで、園芸振興何とか事業というのはある。そいつ、それを正式なもので調べてもらって、その中身を精査して

もらって、その一部分の改正案があるから、その改正案の中での既存のものさびニールがだめになったというのをもう一回戻してもらえれば、大型ハウスにしたって600万円も大きなのはかかるらしい。そういうやつを全部負担しろなんていうのは難しいだろうから、やっぱりこれから。

議 長  
4 番  
議 長

園芸振興についてもっと力を入れてもらいたいというようなくくりで、それでいいと思います。

あとちょっと出た、その認定農業者会にもう少し何か市とか県からお金出るようにということがあれば会費少なくとも済むような話。

1 4 番

今回いろいろ皆さんもご存じだと思いますが、認定農業者会のほうから年会費だか3,000円を徴収、口座振替するとかって来ています。（「きのう来た」の声あり）何で払わなきゃいけないんだかという人も中にはおります。払っている人もいます。そして、認定は市からいただくのだから、認定農業者になっているわけでごさいます、会費払わないから認定農業者おまえなれないぞとかっていうものでもないだろうし。そこら辺何だかごちゃごちゃになってきているのかなと思って、何かその辺市からの助成、前までいただいていたんだか何だかわからないけれども、そこら辺少しでもいただければ、そういった会費とかなんて要らなくなるのかなと思ったりするので。そこら辺ごちゃごちゃしてて。

9 番  
議 長  
9 番

（上村貞義委員 挙手）

上村委員。

9番 上村です。

認定農業者会のこと今話題になっているわけなんです、認定農業者会のほうの代議委員会といいますか、地区の代表の方が集まった形での代議委員会というのを開いて、そういった事業といいますかそういったものを決定しているところであります。

その中で、やっぱりいろいろな、事業らしい事業というのはないんですが、例えばちょっとした研修に行くにも全部自腹で行かなきゃならないとか、いい先生の話を知りたいのにそのために呼ぶ費用もないとかいろいろな、予算がないのでいい事業ができないというわけじゃないんですが、なかなか魅力あるそういった会になっていかないと。

だから、そういったことを踏まえまして、じゃあ会費を徴収し皆さんに認定農業者会の会員だということをおある程度自覚してもらいながら、その集まった会費でもって会員の皆様に還元できるような事業というかそういったものができたらなというのが、会費徴収のきっかけなんです。本来からいうと、市とか県とかそういったところからある程度の予算措置があつて、そういった中で運営できれば、おっしゃるとおり皆様から会費をとってというこ

ともなくなると思うんですが、その辺がなかなか予算つけてもらえないというか、要望はしていると思うんですが、そういったこともありまして、今年度から予算をいただくことに決定したわけです。

その中で、来月なんですけど、担い手サミットがあるわけです。そのときに山形県で開くに当たって、認定農業者会の協議会がないのが山形県だけだというような指摘が前からありまして、協議会をつくるためにはある程度県のほうにも会費を納入しなければならないなんていうこともありまして、会費をいただくことになった次第です。

その会費の金額については、それが妥当かどうかというのはこれは人さまざまだと思いますので、年間3,000円なので、それでじゃあ何するんだと言われるとこれも困るんですが、一応事業計画とかそれなりの予算づけとかはやっていますので、例えばその中で、地域の中でいろいろな話し合いをしていくんだとか、若い人が一生懸命やっているグループがあるんだとか、そういった活動に対しては認定農業者会としてもある程度そういう会費の中から助成といいますか、出して応援していけるんじゃないかなんていうことまでは話はしているんです。

その後、やっぱりいろいろな、事業でいいますとなかなかいろいろな組織が皆さんダブっていると思いますので、家の中にまた家をつくるようなのはなかなか大変だと思いますので、その辺はこれから認定農業者会としてもどういうふうな活動をしていくか真剣に考えていかなきゃならないというような、そういったことだと思います。

会費をいただいている以上は適当なことはやれませんので、その辺肝に銘じて、会長初め頑張っていきたいと思っている次第なんです。そんなところなんです。

1 2 番  
議 長

(菅野英一郎委員 挙手)

1 2 番。

1 2 番

予算つかないとかって言うけれども、研修会へ会長が行くに当たって、当日キャンセルしたと。忙しいから行かれないと。そういう話で、そういうのだって個人負担じゃ多分ないと思います。個人負担だったら、キャンセルなんかしないと思いますので、その辺やっぱり会のほうの予算だと思いますので、そういったことをしているようでは、やはり信頼できないというのがみんなの意見だと思います。

そして、県へ会費を払わないといたって、七十何円だかだそうなんです。だからそこで3,000円との差はどうなるのだというのが一番ではないかなと。みんな払いたくないというわけではなくて、ちゃんとすれば払ったっていいって言っているんだよ。ちゃんとするんだったら払ったっていいんだ。

ただ今の状況ではなと。そういうことで言っているんだから、その辺考えないで、これからやりますんでくださいでは通用しないのではないかと。今までのようなことでは。だから、ある人はもう「あの人が変わらないうちは払わない」と言っているし、多分みんなそうだと思うんだ。その辺を根本から直す気もなく、会費ください、会費くださいっていうんじゃあ、まず様子見だとなっているのがみんなの考えだと思います。

9 番 水かけ論というわけじゃないですけども、そういうふうにならないように話しますけれども、そういうような現状といますか、会長を初め適当なことをしているように皆さんが感じていらっしゃるんだらば、その辺のことも、今そういった話をお聞きしましたので、それを会長なりにつないで、こうこうこういうようなことで会費が集まらない理由があるんだというようなことをお話ししますので、その辺はもうちょっと。

1 2 番 だから、何でかんで払わなきゃいけないんだじゃないんだから、やっぱり会費払わね。はまんねえっていう人もいるんだべ。だから、そしてもし今度はまったってもいいし、まず様子見てっていうことなんだべ。はまんねえもんだ。認定農業者にさせらんに、またそれはそれで別の問題になってくるし。  
(「任意団体なんだべ。必ず入らなきゃないというのではなく、任意団体。認定農業者の会っていうのも、必ず強制的に入らなきゃならないっていうものじゃない」「認定になると入っていることになってるのな、会員に。認定受ければ」「認定受ければ会だべ」の声あり) その会へ入らないっていうわけじゃないんだ。(「いってみるとメリットがあるから入れって言われるし」の声あり) メリットなんて何かあった。

9 番 そういった詳しいことまではなかなかわからないところがあるんですが、とりあえず任意団体かそういったことは別にしましても、認定農業者であれば認定農業者会に入る、もう入れば一応会の規則といますか規約があつて、それにのっとって活動するといえますか、そういったことだと思いますので、その辺もう一回よく聞きますので。

議長 だから、農業委員会としても、認定農業者の数をふやしましょうというようなことはある程度目標にしているわけだよな。348だか何人いらっしゃるわけだから。だけど、やっぱり会もきちんとなつていて思っているんだけれども、なっていないとしたら、やっぱりそこら辺もきちんとしてもらわないと、これからやっていくのにいろいろ問題も出てくるし、そして市にもちゃんと認定農業者に対して、農業者プラス認定農業者の会に対しても応分な応援をしてもらいたいというようなことを要望していかないとと思うんだけれども、その辺は組織のどうのこうのというのは後からの話だから、まず今回は認定農業者会、農業者に対して米沢市としても応援してもらいたいと

というようなことを要望していいでしょうか。

1 4 番

最初私が火つけたみたいなんだけれども、そういった意味で市から認定農業者会のほうに援助というか、少しでもいただけないかという、もう会費、今納められなくなったというので大変だろうからという意味で言ったんであって、上村委員も認定農業者会の役員をしているということで大変なんだろうけれども、そこら辺で会費の問題で広がったみたいな感じだから、今までどおり会費ないような助成をいただけると幸せだという要望ということで申し上げます。

2 番

俺、手塚君の前に何年か、かなり六、七年前だけれども、会長をしていました認定者の。そのときは、会費という話、前ちょっと言ったんですけども、これ任意組織ではないので、別に会費取らなくてもいろいろな事業をすることによって市の補助金なんかは出ていたから、その中で運営できるべということでしたところなんです。今回会費取るっていうことになったらこういう問題になったので、会費取りさえしないと何もみんな認定農業者会入ります、入っていたと。何も任意組織ではないと私は思います。何でかっていうと、認定農業者になることによっていろんな補助金って今出ているから。それに該当しなくなるんだべ。転作というか奨励金自体も認定農業者へ出すってというような制度だし、だから国の制度の中で、ただ認定農業者って分けられた。その中へ入っていないと重点的に施策が受けられないというようなことで、やっぱりその中で受けるためにも認定を、何も田んぼの面積とかいろいろな土地いっぱい持っていないとならないというわけじゃなくて、園芸とかいろいろなもので目標を上げていけばなれるということでもありますので、そういうので一つの認定農業者をとるという、目標だろうな、そういうのがあるということだと思います。

ただ、認定農業者会については最初からそういう組織をつくって、ただ代議員を選んで会長を選ぶということがあったんで、ただ県の組織がなかったと。県の組織つくっていないのがどうも山形県だけだったということで、会長を選んで、だけれども会の運営するのに何ぼか会費取ったほうがいいんじゃないかという話になったようなので、それもただ米沢市の3,000円というのが妥当か何か、その中で認定農業者が金取ったので、まず運営していく人のいろんな経費あるでしょうから、それに持っていくためにいいでしょうけれども、補助金出すとか何か助成しなければって、そこまで私は必要あるのかなとかっていう気もちょっと話を聞いて思ったんで、今後その辺の使い方についても認定の集会の中でちょっと話していただいて、みんな納得したような形で会費を頂戴すると。どうも総会ですと、よくよく人が集まらない中でただ原案どおり決まったというようなこともあったので、その辺につ

いても検討していただきたいな思います。

上村さん、役員しているんだけど、そういうので。

議 長

じゃあ今聞くと、元会長さんはそういった補助とか何かは必要ないような話だけれども、補助は脇へ置いておいて、認定農業者の会に対して応援してくれというようなことでいいかな。補助をもらえればなおいいけれども。

それでは、第2地区のこの親元就農ということに対して、何とかもう少し市でも応援してくれということでもいいですか。これ上げてもいいですか。（「せっかく出たんだから」の声あり）では、今話出たけれども、後継者問題も含めていろいろあると思うから、これ上げていきたいとします。

あと、第3地域の農業振興地域の解除については、これも人口減少対策というか、農業地域にも何か振興できるようなことをしてもらいたいということだめか。偏った地域振興ではなくて、バランスをとってやってもらいたいとかいうことだからね。

第3地域のこの議会として米沢市の農業振興ビジョンをどう考えるというあたりは、俺すばらしいと思うな。議会として米の生産調整や担い手確保、中山間地の農業振興についてどう考えるなんていうあたりはいい質問だと思うから、これは上げたいとします。（「それは農業振興計画でも出てるの」の声あり）議会としてよ。農林課の農業振興計画は出ているけれども。（「みんなに言わせろなんてな。一人一人言わせろなんてな」の声あり）

あと、この飼料作物の集積・集約化について、現状を知ってもらうのはいけれども、これは議会へお願いすることなんだろうかな。どうだ。（「どのくらい議員さん知っておられるんですかって、いや私よく知ってしましてこういう方策持っているんですという人もいらっしやるかもしれない」「議員もまだビッグフィールド見ていないからわからないけれども、これから見にさ行くと、議員で」の声あり）現状をわかっている議員の方と、わかっていない人もいらっしやると思うから、こういうふうに60町歩、70町歩のデントコーン畑があるんだというようなことを、現状をわかってもらうためにじゃあ上げるか。

1 6 番

市でもそういう大企業に何か誘致するようなやり方をすれば虫食いにならないと思うんだ。荒れたところ誘致するとか、それこそ助成金出してまとめるっていう形にしないと、ただ文句だけではわからないから、そういう助成してくれとかね。だからビッグフィールドのためじゃなくて俺たちのために。

議 長

集積に何か市でお金出してくれと。

1 6 番

特に荒れ地問題も、俺たちの立場ではあれだから、そういうところ。（「遊休農地とか考えていかないと、なかなか」の声あり）金かかることだべ、みんな。（「広報に掲載」の声あり）

- 議長 では、この辺今出たことをもう一度事務局にまとめていただいて提案して  
いきたいと思いますので、よろしいですか。  
そのほかどうしてもという何か、皆さんからあったら。
- 7 番 すみません、その他なんですけれども、これこの農政懇談会第3ブロック  
では、推進委員もはめてなんていう話もあったそうなんです、推進委員の  
方にもこの中身をわかるように何を話し合ったかという記録を残したほうが  
いいと思うんですが。（「温度差があり過ぎて」の声あり）農事相談あたり。  
（「報告はしなきゃならないから」の声あり）
- 議長 懇談会の様子とか議事録とかそういったことについては、推進委員の皆さん  
にもご報告するというので。では事務局、よろしくをお願いします。
- 目崎補佐 はい、わかりました。（「広報さ載せないの」の声あり）
- 議長 では、農政懇談会についてはよろしいですか。
- 全委員 はい。
- 議長 では、そのほかなかつたら、きょうの第15回米沢市農業委員会定例総会  
は終了してよろしいですか。
- 全委員 はい。
- 議長 大変ありがとうございました。
- 閉会 午前11時10分



以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年10月15日（月）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

大橋 久芳

議事録署名委員

山王堂 民榮